

大和高田市農業委員会だより

秋 桜



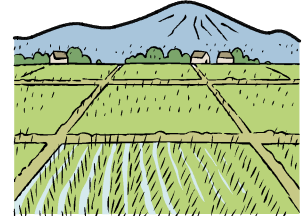
発行

平成30年12月1日

大和高田市農業委員会

Tel 22-1101(代)

農地の利用状況調査を実施しています



あなたの農地はこんな状態になっていませんか。



農業委員会で、毎年利用状況調査を行うよう義務づけられています。

本市農業委員会では、毎年2回利用状況調査(農地パトロール)を行っており、耕作放棄地の発生防止・解消、違反転用の早期発見に努めています。耕作されていない農地の所有者の方に放棄されている原因等をお聞きし、貸し出しの意思確認の上、地元の担い手の方への集約化に取り組んでおります。農地の維持管理を適切に行われない場合には、固定資産税が増税されることがあります。今ある農地の有効活用をお考え下さい。

農地の貸し借りに
お困りの方

農地中間管理事業を利用しませんか

「引退を考えている」「後継者がいない」「農地を相続したけれど…」

こんなお悩みの時は、農地中間管理機構にご相談ください。

公的機関だから安心です！貸付期間終了後は確実に戻ります。契約書の作成や、農地法の許可は不要です。

お問い合わせは なら担い手・農地サポートセンター

Tel 0744 - 21 - 5020

お気軽にお近くの農業委員・推進委員又は農業委員会事務局にもご相談下さい。



ごあいさつ

会長 今村 平治郎



農家の皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本市農業委員会活動に格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。農業委員の任期も半ばとなっておりまいました。農業委員会の役割として、農地の担い手への集積、集約が求められております。毎年実施しております、利用状況調査の結果を踏まえ本年度は、休耕されております所有者に対し意向を確認し、その地域の中で担い手を探し集積に結びつける活動を地道に行っていく計画でございます。高田市内での水田を耕作されている担い手は、かなりの高齢の方が多く、体調を壊し耕作されなくなると、そのあたりは耕作放棄地だらけになるというようなことが危惧されます。こういうことにならないよう、地元で今後の地域での農業のあり方を話し合い、相談することが大事であると考えております。そのために、今年度は4地区に分かれて意見交換会を開催し、現状を把握し、今後の大和高田市での農業を考えて参りたいと思っております。

今ある農地を、有効に利用し地域の特性を生かした農業づくりを進めていくためにも、農業委員会の活動を、今以上に活発に行って参る所存でございます。農業委員会の取組をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

大和高田市の

特産野菜5品目 ご存じですか?

大和高田市では「きくな」「こまつな」「しろな」「ほうれん草」「ねぎ」の5品目を「大和高田市特選野菜」としてブランド化し、栽培と出荷につとめています。今年も品評会が11月10日に産業会館で開催され5品目中4品目特賞で表彰されました。次の写真は今年の特賞の作品です。



小松菜 上田喜章



しろな 増田マサ子



ほうれん草 増田順彦



ねぎ 西薮勝彦

大和高田市では、市内で生産される特選野菜のブランド化と農産物直売所などを通じ地元による消費拡大を目指しています。また、特選野菜を学校給食などにとり入れることで、地場野菜を知る機会とし「地産地消」につなげる取り組みをしています。5品目のほかにも「大和まな」「一光ねぎ」の栽培にも力を入れています。皆さんも、スーパーなどでも販売しているのをみかけたらぜひ購入し「地産地消」を進めて下さい。

平成30年 農業委員会活動

毎月1回 農業委員総会・農地部会現地調査

を行っています

2月 北葛三市農業委員会連絡協議会現地研修会

農地利用最適化推進研修会 農政部会

4月 奈良県農業会議総会

5月 全国農業委員会長大会（東京）中和農業推進協議会総会

北葛三市農業委員会連絡協議会総会 都市農業委員会連絡協議会総会

7月 農政部会



現地調査



8月 奈良県農業会議総会 県都市農業委員会連絡協議会

年金加入推進特別研修会 県遊休農地解消研修会

10月 奈良県農業委員大会 農地利用状況調査

農政税制研修会 都市農業委員連絡協議会研修会

11月 奈良県都市農業委員会視察研修会

北葛三市農業委員会連絡協議会現視察研修会

農業委員会県外視察研修

全国農業委員会代表者集会（東京）

委員会処理案件

定例委員会

H29. 12 ~ H30. 11



権 利 事 由	件 数	面積 (㎡)
農地法第3条（所有権・賃貸借権等の移動）	31	61,476
農地法第4条（転用）	8	7,139
農地法第5条（転用）	8	48,763
農地法第18条（賃貸借権の移動）	16	20,214
農業経営基盤（利用権設定）	30	48,825
畑作転換（形状変更）	7	4,555

農地の所有権を移転したい、耕作権を設定したい、小作権を解約したい、
農地に家を建てたり駐車場に使用したい、農地に土を入れて野菜を作りたい



このような場合は 農業委員会へ申請や届出が必要です。

申請等は毎月25日が締切ります。

まずは地元の農業委員、推進委員や事務局までご相談下さい。

県外視察に行ってきました

箕面市農業委員会へ赴き、遊休農地の解消事例について研修いたしました。箕面市では農業公社を立ち上げ、遊休農地を学校給食用作物の栽培農地として再生し、他の農家の方と協力して学校へ納品。遊休農地解消と合わせ食育や地産地消を進めておられます。



老後の生活は自分で守ろう
担い手積立年金

農業者年金

に加入しませんか？

農業に従事され国民年金に加入されている方で60歳未満の方ならどなたでもご加入頂けます！

- ① **少子高齢化時代に強い年金です** 運用実績により受給額が決まる積立方式の確定拠出型年金です。
- ② **農業者の方なら広く加入出来ます** 国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら農地を持っていない農業者や配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。
- ③ **保険料の額は自由** 毎月2万円が基本で最高6万7千円まで千円単位で自由に設定できます
- ④ **80歳まで保証のついた終身年金** 80歳前に亡くなった場合でも死亡一時金として遺族が受け取れます
- ⑤ **税制面でも優遇措置** 保険料は全額社会保険料控除の対象になり所得税、住民税の節税になります。
- ⑥ **担い手には手厚い政策支援(保険料の国庫補助)**

60歳まで20年以上加入することが見込まれる者(条件有)に国からの保険料助成(政策支援)を受けることが出来ます。

保険料の支払いが厳しい場合は中断することもでき、掛けた分の保険料は必ず年金として支払われます。

詳しくはお近くのJ A・農業委員会まで

情報

コーナー

特定生産緑地制度が始まります



良好な生活環境を形成するために市街化区域内にある農地を保全することを目的として1992(平成4)年に改正された生産緑地法により、固定資産税や都市計画税の減税を受けるには生産緑地の指定を受けてから30年間は営農を継続する必要があります。1992年に指定を受けた農地は、2022年に30年を経過することになりますので、それ以後も減税を受けたい場合は、市の都市計画課に申請し、特定生産緑地の指定を受ける必要があります。特定生産緑地の指定を受けない場合は、減税を受けられず宅地並みの課税となります。

市街化区域内で相続税等の納税猶予の適用されている農地をお持ちの方は、特定生産緑地指定の申請をされないと利子税をプラスして相続税の精算をしなければなりません。今後指定を受けた農地は10年ごとに指定の申請をすることにより特定生産緑地としてのメリットを受けることができます。

詳しくは市役所 都市計画課までお問い合わせ下さい

農業経営と暮らしの情報がいっぱい

全国農業新聞

を読みましょう

○発行日/毎週金曜

○購読料/月額 700円(送料込)

○申し込み/市農業委員会 または農業委員へ

編集後記

生産緑地指定からはや30年…平成も31年で幕を閉じ、新しい時代が訪れます。農業にも新しい風が吹き田園風景と調和した大和高田市になれば